

あなたは該当  
していませんか？

# 北海道水資源保全条例に基づく 「事前届出」

● どんなときに？  
「水資源保全地域」に指定  
されている区域内の、あ  
なたが、**所有の土地を売  
ろうとするとき**などに届  
出が必要となります。  
(相続や贈与の場合は不要)



● いつまでに？  
**契約締結日の3か月前まで**  
に届け出てください。  
  
(契約日や相手方が決まっていない段階  
でも届出をしておくことができます。  
先ずにご相談ください。)



水資源保全地域内の  
土地取引は  
**事前届出**  
が必要です



● だれが？  
手続きは**売り主等**である、  
あなたが行います。



● どこに？  
届出・お問い合わせ先は、  
**所有の土地が所在してい  
る総合振興局・振興局**(一  
部市町村へ権限移譲)です。

→詳しくは裏面をご参照ください。



## 水資源保全地域とは？

公共用に使用する水源の取水地点及びその周辺の区域で水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要がある区域を、市町村長の提案に基づき、知事が指定した区域です。



## 届出の流れ



- 【持参又は、郵送で提出する場合】 届出書(正本)1部、これをコピーしたもの2部(副本)をご提出ください。  
 【電子メールで提出する場合】 届出書(1部)を添付して、ご提出ください。  
 【添付書類】 道路地図、地番図などの土地の位置や形状、付近の様子がわかる図面(持参・郵送・電子メール共通)

■水資源保全地域を指定している市町村は次のとおりですので、該当する市町村がある場合、所有する土地が指定区域内にある可能性があります。該当の有無をご照会ください。

各振興局	照会先、電話番号 (担当:地域政策課)	水資源保全地域を指定している市町村
空知総合振興局	0126-20-0030	芦別市 歌志内市 上砂川町 沼田町
石狩振興局	011-204-5815	千歳市 石狩市 当別町
後志総合振興局	0136-23-1341	小樽市 島牧村 黒松内町 蘭越町 二セコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 *倶知安町 共和町 岩内町 泊村 余市町 赤井川村
胆振総合振興局	0143-24-9568	登別市 伊達市 壮瞥町 *厚真町 洞爺湖町 *むかわ町
日高振興局	0146-22-9077	(指定された地域はありません。)
渡島総合振興局	0138-47-9429	函館市 *北斗市 知内町 七飯町 鹿部町 森町
檜山振興局	0139-52-6481	今金町
上川総合振興局	0166-46-5917	旭川市 名寄市 美瑛町 *上富良野町 中富良野町 占冠村 和寒町 *下川町 美深町
留萌振興局	0164-42-8421	増毛町
宗谷総合振興局	0162-33-2524	*稚内市 *枝幸町
オホーツク総合振興局	0152-41-0620	網走市 置戸町 斜里町
十勝総合振興局	0155-27-8521	帯広市 鹿追町 新得町 清水町 大樹町 広尾町
釧路総合振興局	0154-43-9143	釧路市 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村
根室振興局	0153-23-6052	別海町 標津町



\*印の市町村は、この手続きの事務を道から移譲されていますので、届出書の提出や相談はこちらの市町村にお願いします。

水資源 北海道

検索

届出に使う様式は  
こちらから

水資源保全地域内の土地取引行為に係る事前届出制について  
[https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen\\_todokede.html](https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/mizusigen/mizusigen_todokede.html)

